

今年度も

「家具転倒防止対策助成事業」を実施します。

昨年6月に発生した大阪府北部の地震や過去の大地震においては、家具類の転倒により亡くなられた方がいらっしゃいました。大地震の際に、自分自身や家族の命を守る「自助」の取組として、家具の転倒防止対策は重要です。

横浜市では、平成25年度から、自ら家具転倒防止対策を講じることが困難な世帯を対象に家具転倒防止器具の取付けを無料で代行しています。（器具代については、申請者の負担となります。）

昨年度に、年齢要件について緩和し、利用しやすい制度となり、多くの皆様に御利用いただきました。

今年度は、新たに横浜市のホームページ上の電子申請サービスからのお申込みができるようになりました。

1 対象

対象(同居者全員が下記①から⑥のいずれかである世帯が対象となります。)	予定件数
<p>① 65歳以上（今年度に65歳になる方も対象となります。）</p> <p>② 身体障害者手帳の交付を受けている</p> <p>③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている</p> <p>④ 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている</p> <p>⑤ 介護保険法による要介護、または要支援の認定を受けている</p> <p>⑥ 中学生以下</p>	<p>先着 500件 (世帯)</p>

※「中学校卒業者」から「64歳以下」の方がいる世帯については、②～⑤に該当しない限り、この制度の対象となりません。

2 申込受付期間

平成31年4月1日（月）から7月31日（水）まで



3 申込方法

①電話によるお申込み

045-262-0667（受託者：NPO法人横浜市まちづくりセンター）へ電話で申し込みをしてください。（平日の10時から12時及び13時から16時まで受付可能）

②電子申請によるお申込み 新規

QRコードはこちら⇒



横浜市 HP または QR コードからお申込みをしてください。

お問合せ先
総務局地域防災課長 石黒 靖雄 Tel045-671-4095